



## 中華人民共和国契約参考書式(1)

西村 峯 裕  
周 喆

### 金銭貸借契約

- 貸主：(金融機関の名称) 以下甲とする。  
(住所及び電話番号)  
法定代表者：
- 借主：(氏名又は団体名称) 以下乙とする。  
(住所及び電話番号)  
法定代表者(団体の場合)
- 連帯保証人：(氏名又は団体名称) 以下丙とする。  
(住所及び電話番号)  
法定代表者(団体の場合)

乙は 生産(又は経営活動)を行うために、丙を保証人と  
して、甲から金銭を借入れる旨、契約し、甲、乙双方は公平、信義の原則  
に従い、これを遵守するものとする。

第1条 貸付の種類

第2条 借入金の用途

第3条 借入金額(大文字) 人民元なり。

第4条 利息は、国家が定める利率に依る。

第5条 貸付金の交付時期及び弁済期

1 貸付金の交付時期

2 弁済期は 年 月 日とする(\*弁済期は西暦を以て表記  
する)。

\*貸付金の交付時期が第1期、第2期、第3期などと分かれるときは、弁済期も同様と考えられる。更に割賦弁済の場合は、その旨を記載する。

## 第6条 弁済資金の来源及び弁済の方法

### 1 弁済資金の来源

\*弁済資金の来源は借入金の運用によって見込まれる収益を具体的に記載する。

### 2 弁済の方法

\*弁済の方法は銀行振込、現金払、手形とその方法を具体的に定める。

3 乙は契約に定める弁済期に元本と利息を弁済しなければならない。

4 乙が弁済を遅滞したときは、甲銀行の規定に基づき、遅延利息を支払うものとする。期限前に弁済するときは、その短縮した期間に応じて、利息を減ずることができる。

第7条 乙の債務を担保するため、乙は甲に対し物的担保を提供し、又は連帯保証人を立てるものとする。

\*物的担保は抵当権、質権及び譲渡担保が考えられる。物的担保を提供する場合でも、重ねて補充的に連帯保証人を立てることも考えられる。物的担保の提供は、別途担保権設定契約を、連帯保証は保証契約を締結しなければならない。

第8条 乙は金銭貸借契約に定めている用途に基づき、借入金を使用しなければならない。他の用途に流用し、借入金で違法なことを行ってはならない。

第9条 乙は借入金の使用状況、計画実行、経営管理、財務状況、物資在庫などの状況について、甲の検査、監督を受ける義務があり、乙は関連する計画、統計、財務会計の報告書及び資料を提供するものとする。

第10条 乙の破産又は不可抗力による不履行等の場合

1 乙が破産したときは、破産に関する関係規定に従って処理する。

2 上級主管部門が建設工事の閉鎖、停止、合併、移転又は取消などの

措置を取ることを決定し、又は不可抗力により、乙が債務を弁済できないときは、乙は甲に契約の解除、変更若しくは免責を請求することができる。

## 第11条 違約責任

### 1 乙の違約責任

- (1) 乙が契約に定めた用途に違反して、借入金を使用したときは、甲は貸付金の全部又は一部の返還を請求することができ、乙が違約して使用した部分につき一定の利率に基づく違約金を請求することができる。状況が甚だしく悪い場合は、新たな貸付を停止することができる。
- (2) 乙が借入金の使用により、損害、浪費を齎し、又は金銭貸借契約を利用し、違法な活動を行うときは、甲はその元本と利息を取り戻し、関係単位はその直接責任者の行政又は民事責任を追及するものとする。状況の甚だしく悪い場合は、司法機関がその刑事責任を追及するものとする。

\*刑事責任の追及は刑法に基づくものであり、公安検察機関の職務であるが、契約の条項にこのような内容を訓示的に取り込むことが計画経済の名残として一般的に行われている。

### 2 甲の違約責任

- (1) 甲が約定の期間に貸付金を交付しないときは、元本と遅延利息を乙に給付するものとする。違約金額の計算方法は乙が遅延利息等の違約金を支払う場合と同様とする。
- (2) 甲の職員が職務上の過失により、貸付金の損害、浪費を齎し、又は金銭貸借契約を利用し、違法活動を行ったときは、その行政及び民事責任を追及するものとする。状況の著しく悪い場合は、司法機関がその刑事責任を追及するものとする。

## 第12条 契約の変更及び解除

- 1 『中華人民共和国契約法』に定める契約を変更又は解除することができる事由が生じた場合を除く外、何れの当事者も無断で契約を変更

又は解除することはできない。

- 2 当事者の何れか一方が『中華人民共和国契約法』に基づき契約の変更又は解除を請求するときは、直ちに書面でその他の当事者に通知し、書面協議を行うものとする。本契約を変更又は解除した後、乙はすでに使用した借入金及び利息を約定に基づき弁済するものとする。

### 第13条 契約紛争の解決方法

本契約を履行している間に紛争を生じたときは、当事者間の協議によって解決するものとする。協議が調わないときは、下記の第 号の方法で解決するものとする。

- (1) 仲裁委員会に仲裁を申立てる。
- (2) 人民法院に訴訟を提起する。

### 第14条 その他

本契約に不備なところがあるときは、当事者間でこれを協議して補充規定を作成しなければならない。補充規定は本契約と同等の効力を有するものとする。

本契約の原本は3通作成し、甲、乙及び保証人が1通ずつ保管する。原本は 部があり、 などの関係単位（公証又は鑑定を経た場合は、公証又は鑑定機関）に保管させるため提出するものとする。

甲 署名・捺印 年 月 日  
法定代表者 署名・捺印

乙 署名・捺印 年 月 日  
法定代表者 署名・捺印  
銀行口座

保証人 署名・捺印 年 月 日  
法定代表者 署名・捺印  
銀行口座

## 負担付不動産贈与契約

贈与者（氏名） 以下甲とする。  
（住所及び電話番号）  
身分証明書番号：

受贈者（氏名） 以下乙とする。  
（住所及び電話番号）  
身分証明書番号：

甲乙双方は法令の関係する規定に基づき協議を経て、扶養贈与契約を締結し、これを遵守するものとする。

### 第1条 贈与目的物

甲は 市 区 町 号の、面積は 平方メートルの建物とその敷地利用権を乙に贈与する。

第2条 乙は約定に基づき、甲を扶養する義務を負う。この義務を履行しないときは、建物の所有権及び敷地利用権は移転しないものとする。

\*本契約では乙の負担は甲を扶養することであるが、単に生活の費用を負担するだけでなく、看護義務も伴うものとするときは、その旨を具体的に記載すべきである。又負担の内容たる義務は扶養以外にも考えられる。

第3条 乙が約定に違反し、義務を履行しないときは、甲は贈与契約を解除することができる。

\*甲が契約を解除すると、一旦乙に移転した建物所有権及び敷地利用権は甲に復帰すべきものとなるから、乙はその旨の登記をなすべき義務を負う。

第4条 甲は贈与の目的たる建物につき、乙の負担の限度で瑕疵担保責任を負う。

\*負担付贈与は双務契約に準ずるから、甲は乙の負担の限度で瑕疵担保責任を負うものとするのが妥当である。契約法も第191条でこの旨を定めている。

第5条 年 月 日、甲は乙に建物所有権及び敷地利用権の名義を移転する登記を行わなければならない。

\*建物所有権及び敷地利用権は登記の時に移転する。登記は物権移転の効力要件である。

第6条 契約が効力を生ずる日より、乙は贈与の目的たる建物についての費用を負担する。

第7条 本契約は公証機関で公証を経るものとし、公証を経た日より効力を生ずる。

\*中国の贈与は単に書面契約に留まるときは、その未履行部分を撤回することができる。公証された書面でなされた贈与のみ撤回不能である(契約法第186条)。

第8条 本契約は原本を2通作成し、甲乙双方がそれぞれ1通を保管する。

甲 署名・捺印 年 月 日

乙 署名・捺印 年 月 日